テレワークセンターMINAKAMI 利用規約

第1条【目的】

1. テレワークセンターMINAKAMI（以下、「本施設」という。）の利用者（以下、「会員」という。）は、本施設及び本スペースを利用するにあたり、本規約を遵守するものとします。
2. 本施設は、時間と場所に捉われない柔軟な働き方を行っている企業及び個人に対し、快適なビジネス環境を提供いたします。また、様々な業種や業界の会員が、集い・出会い・交流することで、地域での新しいチャレンジや町の資源を活用した新規事業を生み出すことや、それぞれが自分らしい働き方・暮らし方を実現していくことを目的としています。
3. 「本施設」の表示

   名称：テレワークセンターMINAKAMI

   所有者：みなかみ町（以下、「町」という）

   運営者：一般社団法人コトハバ

   所在地：群馬県利根郡みなかみ町月夜野3273-2

第2条【施設利用】

1. 2階サテライトオフィスは、地域住民のための室とすること。ただし、ワーケーション等での地域住民以外による利用方法は認められます。
2. 1階コワーキングスペースも、基本的には地域住民を対象とすべきであるが、ワーケーション等のために地域住民以外が使用することは可能です。
3. 1階イベントスペースは、1、2階オフィス用途又は学童保育の附属的用途としての使用は可能です。また、単体での使用は、地域住民を対象とすべきであるが、ワーケーション等のために地域住民以外が使用することは可能です。

第3条【会員】

1. 会員希望者は、運営者が指定する手続きに基づき、本規約を承諾のうえ、会員サービスの利用を申し込むものとします。
2. 本規約における会員とは、前項に基づく会員サービスの利用申込に対し、運営者が承諾した者とします。運営者の判断により利用申し込みに対し審査を行い、承諾しないことがあります。
3. 会員への登録の際には、スポット会員・イベント会員・イベント参加者を除き事前に書類審査に加え、面接審査を行います。届出に虚偽の内容を確認した場合、登録を無効とさせて頂く場合があります。（スポット会員・イベント会員・イベント参加者の利用手続きは、HP内事前予約システム及び当日の受付時に行います。）
4. 会員登録の状況により、会員登録をお断りする場合があります。

第4条【会員種別】

会員には、次の契約種別があります。

1. サテライトオフィス会員
2. サテライトオフィス・イベント利用プラン会員
3. コワーキングスペース オールタイム会員Ⅰ
4. コワーキングスペース オールタイム会員Ⅱ
5. コワーキングスペース ポスト会員
6. コワーキングスペース エデュケーション会員
7. コワーキングスペース スポット会員

8. イベントスペース利用

第5条【休業日、営業時間等】

1. 本施設の休業日は、毎週土曜・日曜・祝日・ゴールデンウイーク・お盆・年末年始とします。
2. 本施設の営業時間は、10時～18時までとなります。
3. ただし、会員登録の方のみ上記の時間外にも利用することができる。
4. 第1項で定めるほか、施設・設備の点検やその他運営状況により、臨時で休館する場合があります。
5. 利用可能日時は、会員種別により異なります。（第7条 利用料金を参照）

第6条【契約期間】

1. コワーキングスペース オールタイム会員Ⅰ・Ⅱ・ポスト会員・ エデュケーション会員
（1）利用契約（以下、「本契約」と いう。）は、当月1日から末日までの1ヶ月間とします。（新規に本契約した月は、契約した日から末日ま で）ただし、期間満了の日の属する月の10日までに、会員または運営者から書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1か月継続し、以後も同様とします。
2. サテライトオフィス会員/サテライトオフィス・イベント利用プラン会員
（1）利用契約（以下、「本契約」と いう。）は、本契約は、当月1日から半年後の末日までの 6か月間とする。
（2）前項（1）にかかわらず、本利用期間満了日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本利用期間は自動的に 6 か月間延長するものとし、本契約も従前と同一の条件で自動的に 6 か月間延長するものとし、以後同様とする。
3. 前項に定める延長は、最長で 3 年間とする。

第7条【契約の留意点】

1. 本契約は建物賃貸借契約に該当せず、借地借家法の適用を受けません。
2. 会員は、賃借権が発生しないことを予め同意したものとします。

第8条【利用料金とサービス詳細】

1. 会員は本施設の利用にあたり、利用プランは下記ごとの利用料金をご負担いただきます。
   A. サテライトオフィス利用（完全個室）
      a. 利用料金（税込）:85,000 円／月
      b. 利用可能時間: 365日 24時間
      c. 部屋数・席数 :4部屋
      d. 登記 :可
      e. Web会議BOX利用: 無
      f. ファシリティ: Wi-Fi・スマートフォン施錠・冷房機・ESCO（エスコ） 900x450x1030mm/4 段キャビネット EA954DJ-36 ・Philips(フィリップス)43 型ワイド液晶ディスプレイ BDM4350UC/11(壊れた場合修理なし) ・タテ型ホワイトボード（両面）幅:880mm ・トヨダプロダクツ クロスパーティション ホワイト 608709・専用ポスト・その他カスタマイズ自由

   B. サテライトオフィス・イベント利用プラン（限定1枠）
      a. 利用料金（税込）:95,000 円／月
      b. 利用可能時間: 365日 24時間
      c. 部屋数・席数 :1部屋
      d. 登記 :可
      e. Web会議BOX利用: 無
      f. ファシリティ: Wi-Fi・スマートフォン施錠・冷房機・ESCO（エスコ） 900x450x1030mm/4 段キャビネット EA954DJ-36 ・Philips(フィリップス)43 型ワイド液晶ディスプレイ BDM4350UC/11(壊れた場合修理なし) ・タテ型ホワイトボード（両面）幅:880mm ・トヨダプロ

ダクツ クロスパーティション ホワイト 608709・専用ポスト・その他カスタマイズ自由

g. 園庭
   i. 基本的に造作物を置くことはできません。
   ii. ただし、イベント利用の際に看板・タープなど造作物については防風対策、転倒防止対策（ガイロープなどで幼児やコワーキング利用者が引っかかる）をした上で、当日に片付けを行えば設置可能です。
   iii. 通常利用並びにイベント利用時においても『学童エリア』と『コワーキングルーム』への出入り口を妨げになる設置物は置くことは禁止です。
   iv. 本施設と共催の場合は、イベント利用料が免除される場合があります。

C. コワーキングスペース利用（共有部屋）オールタイム会員 I
   a. 利用料金（税込）：15,000 円／月
   b. 利用可能時間： 365日 8時～22時
   c. 部屋数・席数 ：2席
   d. 登記 ：可
   e. ファシリティ： Wi-Fi・スマートフォン施錠・冷房機・ホワイトボード・ロッカー（有料）・コピー機（有料）・ ミニドリンクコーナー（有料） ・電気ケトル・電子レンジ・共有ポスト（登記者のみ）

D. コワーキングスペース利用（共有部屋）オールタイム会員 II
   a. 利用料金（税込）：10,000 円／月
   b. 利用可能時間： 365日 8時～22時
   c. 部屋数・席数 ：2席
   d. 登記 ：否
   e. ファシリティ： Wi-Fi・スマートフォン施錠・冷房機・ホワイトボード・ロッカー（有料）・コピー機（有料）・ ミニドリンクコーナー（有料） ・電気ケトル・電子レンジ・共有ポスト（登記者のみ）

E. コワーキングスペース利用（共有部屋）ポスト会員
   a. 利用料金（税込）：10,000 円／月
   b. 内容：共有ポスト（登記者・住所利用者）の利用。大きい荷物の受け取りも行う事は可能だが、原則として荷物の預かりは1週間までとする。
   c. 月に10日はコワーキングスペースを利用できるものとする。

F. コワーキングスペース エデュケーション会員
   a. 利用可能時間： 平日 10時～18時
   b. 部屋数：1室
   c. 親権同意書：必要
   d. 会員条件：小学校4年生～18歳以下のみなかみ町周辺に在住するものとする。（ただし、人数の上限によりみなかみ町在住を優先するものとする。）
   e. 利用料金：8,000円／月（ただし、こども健康課の協議のうえ必要性があると判断された場合は、全額免除とする）

G. コワーキングスペース利用（共有部屋）スポット会員
   a. 利用料金（税込）：500円
   b. 利用可能時間： 平日10時～14時
   c. 部屋数・席数 ：4
   d. 登記 ：否
   e. ファシリティ： Wi-Fi・スマートフォン施錠・冷房機・ホワイトボード・ロッカー（有料）・コピー機（有料）・ ミニドリンクコーナー（有料）・ 電気ケトル・電子レンジ・共有ポスト（登記者のみ）

H. イベントスペース利用

a. 利用料金（税込）:7,500円／3時間（以降2,500円／1時間）
b. 利用可能時間: 平日10時～18時（休日利用の場合は要相談・準備片付け時間も含む）
c. 部屋数・席数 :要相談
d. サテライトオフィス利用プラン並びにサテライトオフィス・イベント利用プランの会員のみ
    i. 利用料金（税込）:3,000円／6時間:5,000円／1日
    ii. 利用可能時間: 利用申請を提出。また、準備、片付けも各自で行うものとする。
    iii. 本施設の管理者と共催の場合は、イベント利用料が免除される場合があります。
e. キッチンスペースplan
    i. サテライトオフィス利用プラン並びにサテライトオフィス・イベント利用プランの会員のみ
    ii. . 利用料金（税込）:2,500円／3時間:それ以降1時間1,000円
    iii. 利用可能時間: 利用申請を提出。また、準備、片付けも各自で行うものとする。
    iv. 本施設の管理者と共催の場合は、イベント利用料が免除、調理の利用も可能。

I. その他
a. ロッカー利用料:1,000円／月（1箇所）
b. コピー機利用料:モノクロ 10円／枚　カラー 50円／枚　スキャン100円／日
c. ドリンクサービス料:有料（詳細は施設内にあり

2. 利用プランにより支払い方法が異なりますので下記をご参照ください。

A. サテライトオフィス利用（完全個室）B.サテライトオフィス・イベント利用プラン（限定1枠）の場合
    a. 会員の利用料金の支払方法は毎月末日で締め翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込みにより支払うものとする。
    b. 前項にかかわらず、運営者が本利用料金を改訂するに際しては、会員に対し3か月前までにその旨および理由を事前に告知・説明しなければならない。
    c. 利用料その他、会員が運営者に支払うものであって消費税法上課税対象項目とされるものについて、会員はその支払金額に消費税および地方消費税を付加して運営者に支払うものとする。
    d. 会員となった日が月の中途である場合のその月の利用料金の額は、1カ月を30日として日割計算するものとします。この場合において、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。
    e. 本利用料金の内訳は次のとおりとする。ただし、(b)に関しては、本サービスを利用するためにかかる合理的に相当な範囲を超過しているとき、当該超過相当額の負担について、会員および運営者は協議の上決定するものとする。
        i. 本区画の利用料
        ii. 本区画にかかる水道光熱費
        iii. 本サービスの利用にかかる通信費
        iv. 本施設にかかる共益費
B. コワーキングスペース オールタイム会員Ⅰ ・コワーキングスペースオールタイム会員Ⅱ
    a. 会員の利用料金の支払方法は、銀行振り込み、現金払い、キャッシュレス決済（PayPay）のいずれかとします。
    b. 会員の利用料金の支払方法は毎月末日で締め翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込みにより支払うものとする。
    c. 会員となった日が月の中途である場合のその月の利用料金の額は、1カ月を30日とし て日割計算するものとします。この場合において、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

d. 月額ではない利用料金は、当日の現金払い・キャッシュレス決済（PayPay）の いずれかでお支払いいただきます。
e. 運営者は利用料金の領収について、会員からのご依頼が無い限り領収書を発行いたしません。

C. コワーキングスペース利用（共有部屋）スポット会員・イベントスペース利用会員
a. 会員の利用料金の支払方法は、当日の現金払い・キャッシュレス決済（PayPay）のいずれかでお支払いいただきます。
b. 利用料金は、利用する月の前月の末日までに支払う前納制とし、末日が土日祝祭日等、金融機関の休業日に該当する場合は、その1営業日後までとします.
c. なお、一旦支払った 利用料金は返却いたしません。
d. 会員となった日が月の中途である場合のその月の利用料金の額は、1カ月を30日とし て日割計算するものとします。この場合において、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。
e. 運営者は利用料金の領収について、会員からのご依頼が無い限り領収書を発行いたしません。

第9条【会員認証と入退館】

1. 会員は本施設営業時間中の入館時および退館時のスマートキーでの開場及び施錠にて、会員認証をします。
2. 入退館については、必ずスマートキーをご利用ください。なお、スマートキーアプリの入ったスマートフォン等の端末でしか通用口の開閉ができませんので、必ずスマートフォン等の端末をお持ちください。
3. スマートキーは、運営者が指定する方法にて申し込みを行い、運営者が許可した会員等に発行されます。また、運営者から指定されたスマートキーアプリをスマートフォン等の端末にインストールが必要になります。なお、端末は会員が各自用意するものとします。
4. スマートキーアプリのインストールされた端末や、スマートキーを発行した会員等に変更が必要な場合は、速やかに運営者に報告ください。なお、スマートキーは許可した会員等1名に対して1つの発行になりますので、変更前の端末からはスマートキーは削除いたします。
5. 2Fサテライトオフィス会員について、オフィス利用中のベランダからの会員及び訪問者の出入りは可能ですが、長時間席を外す場合や外出時は、必ず施錠を行ってください。施錠忘れにより、不審者の侵入や窃盗被害等があった場合、運営者は一切の責任を負わないものとします。

第10条【イベントとコミュニケーション】

1. 会員は、本施設内において、セミナー・イベント等（以下「イベント等」という）が行われることを予め承諾下さい。なお、各部屋は完全な防音が施されていないため、イベントの音が漏れることがあります。
2. 本施設の活性化や会員相互の親睦を図る目的において、運営者が協力を求める場合、会員は、当該イベント等について、可能な範囲で協力を頂くようお願いいたします。
3. 会員は、本施設の活性化や会員相互の親睦を図る目的において、本施設が、会員間におけるコラボレーションを誘発し、新しい働き方や新しい産業、ビジネスを生み出すことを目的としていることを充分理解し、本施設の発展に寄与して頂く事をお願い申し上げます。そのため、会員相互において、できる限り協力しあうこととします。

第11条【併設の学童施設】

1. テレワークセンター内併設の町営学童施設において、子供達が元気に遊ぶ声や音などが聞こえてくる 場合がありますので、予めご了承ください。
2. 学童施設とは、鍵付きの扉でエリアを分けていますが、何らかの状況により子供が本スペース内に 入ってきてしまう場合がありますので、予めご了承ください。
3. 全ての会員は、運営者の同意無く学童スペース内に立ち入ることを禁止します。
4. 学童の送迎時間は、駐車スペースへ車の出入りが多いため事故防止を各自ご留意ください。

第１２条【インターネット環境の利用】

1. 運営者は、会員に対し、本施設においてインターネット接続を可能とする環境を提供するものとします（以下本条に定めるサービスを「インターネット環境提供サービス」といいます）。
2. 会員が運営者の提供する回線を用いてインターネットへ接続する場合、下記のトラブル等について は、運営者は一切の責任を負わないものとします。
   （1）インターネット上のウェブサイトの適合性
   （2）インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
   （3）インターネット上のエラーや不具合
   （4）インターネットの利用不能により生じた損害
   （5）インターネットの利用による個人情報及び機密情報の漏えい
   （6）インターネットの利用による外部からの不正アクセス及び改変
   （7）その他前各号に関連するトラブル等
3. 運営者は、業務上必要であると認める場合又はやむを得ない事由が発生した場合、インターネット提供サービスを一時停止することができるものとします。
4. 運営者が会員に対し、原因の如何及び帰責性の有無にかかわらず、インターネット環境を提供することができない場合、これにより会員及び利用者に損害が生じた場合でも、会員及び利用者に対してその損害を賠償することを要しません。

第１３条【利用にあたっての留意点】

1. 会員は、本規約や条例等を遵守し、善管注意義務をもち利用するものとします。
2. 会員（スポット会員を除く）の訪問者が本スペースを利用する場合は、本規約を遵守いただくものとします。 また、コワーキングスペース会員の訪問者の場合は、本施設の営業時間内において、訪問時に受付にて 所定の手続きをした上で一時利用者としての利用を許諾します。その場合、会員の滞在時間中は、2時間まで無料とします。訪問者の2時間を超えてのご利用ならびに同じ訪問者の同日2回目のご利用およ び同じ訪問者の1か月以内での5回目以降のご利用に関しましては、スポット利用と同等の利用料金をご 負担いただきます。 なお、混雑時にはご利用をお断りする場合もございます。また、営業時間外の訪問者についての利用は 原則禁止いたします。なお、訪問者により本施設及び会員に損害が発生した場合は、訪問者を招いた会員が責任を負うものとします。また、各オフィスまでの訪問者の誘導は、原則会員自身が行うものとします。
3. 登記および住所利用の会員は、本施設の住所を記載した登記簿やWebサイト、名刺、パンフレット等の資料を運営者に提出しなければなりません。
4. 登記および住所利用の会員は、本施設の住所を「群馬県利根郡みなかみ町月夜野3273-2 テレワークセンターMINAKAMI」と記載して下さい。
5. 会員は、私物、所持品、貴重品などについて、自らの責任をもって管理するものとします。なお、盗難などの損害が発生しても、町ならびに運営者は一切責任を負いません。
6. 会員（サテライトオフィス会員・イベント会員および参加者は除く）は、家具類の移動や、机・椅子等の場所に私物を置くことでの長時間場所取り等を行なってはなりません。また本施設から一時的に退出する場 合は、短時間（1時間以内）の退出を除き、私物を放置してはなりません。
7. サテライトオフィス入居者以外の会員は、運営者の許可があるものを除き、私物、所持品など有料ロッカー以外に、本施設内に保管することはできません。有料ロッカーは運営者の指定する申し込みをするこ とで利用することができます。なお、鍵ナンバーは運営者も共有し、必要に応じてカギを開けることができ ます。
8. 本施設内は、全面禁煙（電子タバコ含む）です。
9. 本施設内の飲酒は原則禁止します。ただし、町または運営者が認めた本施設内におけるイベント、ワークショップ、交流会に関してはこの限りではありません。
10. 本施設内で食事はすることができますが、臭いがきついなど他の会員に迷惑になる可能性のある食 事は禁止します。なお、飲食スペースについては運営者の指示に従ってください。

11. 会員は、本施設に設けられた共同ゴミ箱に、分別して廃棄することとします。なお、大量にゴミが出る 場合など、運営者の指示がある場合は、各自お持ち帰りいただきます。
12. 冷暖房機器や機械類（ファンヒーターや電熱ヒーターなど運営者が許可しないものの持ち込みは禁止します。
13. 本施設内での火器等の危険物の使用は、原則禁止とします。ただし、運営者が主催、共催、後援す るイベント等に関してはこの限りではありません。
14. 本施設内の備品は施設内のみでの利用が可能です。利用し終わったら所定の場所に備品をお戻しください。なお、備品によっては運営者が主催、共催、後援するイベント等のみ利用可能なものがありますので、運営者の指示に従ってください。
15. 本施設、他の利用者、その他第三者の運営するコンピューター等に支障を与える行為、またはその恐れのある行為は禁止します。
16. 本施設に、運営者の許可なく掲示物等を展示することはできません。
17. イベントスペースやキッチンスペースなどをイベント利用する場合は、利用者側で受付スタッフまたは 案内板を用意するなどして、参加者を誘導してください。また、イベント等で出たごみは全てお持ち帰りください。
18. 本施設内には防犯のため防犯カメラを設置しております。撮影した映像の保存は原則 1 か月とし、 適正な利用管理を行います。なお、防犯カメラの映像閲覧は、犯罪行為や事件が発生した場合及び予防保全措置が必要な場合、警察または裁判所からの開示要請があった場合のみとします。
19. 住所利用が可能な会員は、運営者の指定する申し込みをすることで、ポストを利用することができます。（コワーキングスペース会員の場合は、共有ポスト）鍵ナンバーは運営者も共有し、必要に応じてカギ を開けることができます。共有ポストの場合は、スタッフが一時的に郵便物をお預かりし、直接お渡しします。営業時間外は郵便物等の受け取りができませんのでご了承ください。 また、大きな荷物が届く場合や代引きの場合は、時間指定をしていただき、会員が必ず指定時間に受け取れるようにしてください。
20. 本施設内で電話やPCなどを使ったウェブ会議をすることができますが、他の会員や利用者に迷惑がかからないようご配慮をお願いします。通話やウェブ会議が長時間（１０分以上）に渡る場合は、Web会議BOXをご利用ください。なお、運営者の判断でWeb会議BOX以外の本施設での電話またはウェブ会議等をご遠慮いただく場合もございますのでご了承ください。また、コワーキング会員については、ウェブ会議時に必ずイヤホンを着用してください。
21. 他のお客様の迷惑にあたると判断した場合、入館をお断りすることや、退館して頂くことがあります。
22. イベント時の駐車場については、本施設利用者、学童送迎者を優先し、イベント参加者にご案内ください。イベント参加者が駐車場を使い切った場合、隣の公園の駐車場をご案内ください。

第１４条【権利の譲渡】
会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡や貸与することはできないものとします。

第１５条【会員情報の更新】

1. 営業譲渡、会社の組織変更、解散、営業停止等など、会員情報や事業内容に変更があった場合、会員は運営者に対し、速やかに変更内容を通知するものとします。
2. 前項の通知を会員が怠り、本施設からの通知や書類等が延着、未着による被害や損害が生じた場合でも、運営者は責任を負いません。

第１６条【遅延損害金】

会員が本規約に基づく金銭債務についてその履行を遅延し、運営者の督促に対しての支払いも行わず、 遅延が30日を超えた場合には、遅延期間中の当該債務につき14.6％年の割合で計算した遅延損害金を 支払わなければなりません。また、遅延損害金を支払った場合でも、運営者の契約解除権の行使を免れるものではありません。

第１７条【損害賠償】

会員が故意または過失により、町ならびに運営者、または他の会員等に損害を与えた場合は、これにより生じた一切の賠償をしなければなりません。

第18条【利用の制限】

1. 町または運営者が主催するイベント等を開催する場合等で、管理運営上必要と認めた場合、運営者 は会員の本施設の全部または一部の利用を制限することができるものとします。この場合、運営者は会員に対して事前にソーシャルネットワークサービス（以 下、「SNS」という。）やメール等において告知するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、運営者は、下記の事由により、事前の告知をすることなく、 会員の本施設の全部または一部の利用を制限することができるものとします。

（1）設備の保守、点検、修理等を行う緊急の必要が生じた場合

（2） 火災、停電等の事故により会員へのサービスの提供ができなくなった場合

（3）天変地異、テロ等により会員へのサービ

スの提供ができなくなった場合

（4）災害発生等により本施設が避難場所となった場合

（5）感染症の感染拡大防止のための、対策措置の必要が生じた場合

（6）その他、やむを得ない事由により会員へのサービスの提供ができなくなった場合

第19条【免責事項】

次の掲げる事由により会員が被った損害について、運営者は責任を負わないものとします。

1. 地震、水害等の天変地異や火災、感染症の蔓延、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、ITインフラ等通信設備やその他諸設備の不調や故障および偶発事故、その他運営者の責めに帰すことのできない事由
2. 本施設の造作および設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害
3. 会員が他の会員やその他の第三者の行為により被った損害

第20条【迷惑行為の禁止】

本施設内での次に掲げる行為（以下「迷惑行為」という。）を禁止します。

1. 運営者の指示に従わない飲食
2. 喫煙（電子タバコ含む）
3. 動物の飼育や持込み（運営者が許可した盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く）
4. 運営者の許可なく看板、ポスター等の広告物を張る等の行為
5. 危険物の使用や持込み
6. 本施設利用者の迷惑となる音、振動、臭気等を発する行為ならびに物品の持込み
7. 本施設での2時間以上の睡眠
8. ネットワークビジネスや情報商材ビジネスでの利用および勧誘行為
9. ビットコインなどのマイニング行為など過度に電気代がかかる行為
10. 音楽動画のスピーカーによる視聴、大声での会話、仲間内で屯してスペースを独占するなど他の会員に迷惑になる行為
11. 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、または信者を教化育成する活動
12. その他公益を害する恐れがあると運営者が認めたとき

第21条【会員登録および利用を拒否する者】

次に掲げる団体またはそれに関連する者に対して、運営者は会員登録および本施設の利用を拒否することができるものとします。

1. 法令に反する事業を行う者および反する恐れのある事業を行う者
2. 公序良俗に反すると運営者が判断した者
3. 性風俗関連の事業を行う者
4. 暴力団関係者およびそれに関する事業を行う者
5. 18 歳未満の方（運営者の許可がある場合を除く）
6. 宗教活動・政治活動・違法セールス、悪質な勧誘を目的とした方
7. ネットワークビジネス、ねずみ講、マルチ商法などにあたる事業であると判断された方
8. 違反・迷惑行為に対し運営者による警告にもかかわらず改善がされない方
9. その他、運営者が不適当と認める者や団体

第22条【解約(退会)】

1. 会員が退会を希望する場合は、所定の退会届を契約満了日の属する月の10 日までに提出することとします。
2. 前項の期日までに退会届を提出しない場合は、更に1ヶ月間自動的に本契約を更新するものとし、その後も同様とします。
3. 登記および住所利用の会員は、退会後早急に移転登記を完了しなければならないとともに、Webサイト、名刺、パンフレット等の資料より本施設の住所等に関する記載を削除しなければなりません。
4. 退会後に配達された郵便物に関して、1ヶ月以内にお引き取り頂けない場合は処分いたします。

第23条【契約の解除】

会員が次に掲げる事由に該当する場合、運営者は、当該会員による本施設の利用を制限し、もしくは当該会員との会員契約を解除することができるものとします。また、その際に運営者に損害を与えた場合、 会員はその費用を負担するものとします。

1. 申込時の情報や書類に虚偽があったとき。
2. 利用料金を支払わないとき。
3. 他の会員等、本施設の利用者に対し、著しい妨害や損害を与えたとき。
4. 本施設および対象スペースを故意または重大な過失により毀損したとき。
5. 本規約に違反したとき。
6. 会員に信用を失墜する事実があったとき。
7. 個人破産を含む、銀行取引停止処分を受けたとき。
8. 前掲会員登録および利用を拒否する事業等に記載する事業を行った場合、および行おうとしたとき。
9. その他、運営者が本契約を解除すべきと判断したとき。

第24条【守秘義務】

1. 契約期間中に会員が、他の会員の秘密情報を知ってしまった場合、会員は、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、SNSや、自身のホームページやブログなど、一切の ネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示しまたは漏洩、公開若しくは利用してはなりません。もし、会員が本項規定の内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、運営者はその責任を負い ません。
2. 会員は、裁判所や官公庁などの公的機関より運営者の秘密情報の開示を要求された場合、直ちに運営者に通知し、法的に開示を拒めない場合は、当該秘密情報を開示することができます。またその場

合、会員は、当該秘密保持情報の機密性を保持するための最善の努力をするとともに、運営者に対し当該秘 密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えなければなりません。

3. 会員は、秘密情報について、複製、複写等の行為を行なってはなりません。

第25条【個人情報の利用】

お預かりした個人情報は「個人情報保護法第 23 条」を厳守し、厳正に管理します。ご本人の同意された 範囲での利用と提供をし、無断で個人情報を第三者に提供・開示することはありません。尚、ご本人の同 意がある場合、法令に基づく場合は除きます。 運営者は会員の個人情報（氏名、性別、電話番号、メールアドレス、勤務先等）を、以下の目的に利用いたします。

1. 本施設利用及び付帯サービスに関する会員との契約の履行のため
2. 本施設利用及び付帯サービスの継続的なお取引における管理およびこれに伴う各種ご案内の送付・ 連絡のため
3. 事故等緊急の際の連絡のため

第26条【自己責任の原則】

本施設は、本規約に定める事項のほか、以下の内容につき、一切の責任を負いません。

1. 会員間、または会員と第三者との間に生じたトラブル
2. 本施設内、又は敷地内における、会員の責めに帰すべき事故
3. 本施設内、又は敷地内における工事中での事故
4. 本施設内の盗難・紛失
5. 駐車場内での事故・トラブル・盗難
6. 本施設内で利用者が取り扱う秘密情報の漏えい

第27条【規約の変更】

本施設は、本施設が必要と判断する場合、あらかじめ会員に通知することなく、いつでも本規約を変更で きるものとします。 変更後の本規約は、本施設が運営するウェブサイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を 生じるものとし、登録事業者及び会員は本規約の変更後も本施設利用及び付帯サービスを使い続けることにより、変更後の本規約に関する同意をしたものとみなされます。 本規約は予告なく変更される場合が ありま す。予めご了承下さい。

第28条【規約の遵守】

会員は、本規約および運営者の定める諸規則を厳守し、運営スタッフの指示に従うものとします。

第29条 【準拠法および管轄裁判所】
本規約の解釈・適用は、特段の定めのない限り、日本国法に準拠するものとします。また、本規約に関し 紛争が生じたときは、訴額に応じて町を管轄する地方裁判所を第一審の唯一の管轄裁判所とします。

第30条【規約外事項】

本規約に定めのない事項および管理運営上必要な事項は、運営者がこれを定めるものとします。

第31条【規約の改訂および効力】

運営者は、本規約および本施設の運営に関する事項を改訂することができるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

※2023年4月1日現在